

## 「刑法の一部を改正する法律」について

自動車運転による死傷事故の実情等を踏まえ、事案の実態にあった適正な科刑を実現するため、刑法が改正されました。

この改正は平成19年6月12日から施行され、同日以降におきた事故に適用されることとなります。

### 自動車運転過失致死傷罪の新設

自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた者を処罰する

自動車運転過失致死傷罪が新設され、

7年以下の懲役・禁錮又は100万円以下の罰金

で処罰されることとなりました。

これまで自動車運転による死傷事故には、主に業務上過失致死傷罪（5年以下の懲役・禁錮又は100万円以下の罰金）が適用されてきましたが、自動車運転過失致死傷罪の新設により

懲役・禁錮の上限が7年に引き上げられる

こととなりました。

### 危険運転致死傷罪の改正

危険運転致死傷罪の対象を

「四輪以上の自動車」 「自動車」とし

自動二輪車や原動機付自転車も  
その対象に含まれることとなりました。